

令和5年11月10日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

「食品表示基準について」の一部改正について

当協会の事業運営につきましては、日ごろから御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康
医療局生活衛生部生活衛生課長から、次のとおり通知がありました。
つきましては、貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

通知の概要

「食品、添加物等の規格基準」の「F 使用基準」が一部改正され、「L-システイン塩酸塩」の用途が変更されたことから、「食品表示基準について」の添加物1-4の調味料に「L-システイン塩酸塩」を追加した。